

会議の開催結果について

1 会議名 令和3年度第3回上尾市地域包括ケアシステム
推進協議会

2 会議日時 令和4年3月30日(水)
午後1時30分から午後3時まで

3 開催場所 Web会議

4 会議の議題

- (1) 在宅医療・介護連携推進事業について
- (2) 生活支援体制整備事業について
- (3) 上尾市成年後見センターについて

5 公開・非公開
の別 公開

6 非公開の理由

7 傍聴者数 1名

8 問い合わせ先 高齢介護課地域支援担当
(担当課) 048-775-4190 (直通)

会 議 録

会議の名称	令和3年度第3回上尾市地域包括ケアシステム推進協議会	
開催日時	令和4年3月30日(水) 午後1時30分から午後3時まで	
開催場所	Web会議	
議長(委員長・会長)氏名	古谷野 亘	
出席者(委員)氏名	西村 昌雄、榎本 昌己、村橋 憲、松本 貴行、小野 慎也、岡林 奈津未、鈴木 愛梨、伊藤 まつ江、佐々木 典子、添田 慎子、尾上 道雄	
欠席者(委員)氏名	遠藤 浩正	
事務局(庶務担当)	石川健康福祉部長、畑健康福祉部次長、山口主査、辰巳主査、佐藤主任保健師、武山(文責)	
参加者	消防本部 警防課 坂元副主幹、社会福祉協議会 西方課長補佐・北村上尾市成年後見センター長	
会議事項	1 議 題	2 会議結果
	(1) 在宅医療・介護連携推進事業について (2) 生活支援体制整備事業について (3) 上尾市成年後見センターについて	別紙のとおり (1) 了承 (2) 了承 (3) 了承
議事の経過	別紙のとおり	傍聴者数 1名
会議資料	資料1 在宅医療・介護連携推進事業2021年度実績報告 資料2 心肺蘇生を望まない傷病者への対応について 資料3 上尾市における地域ケア会議の構造 資料4 生活支援体制整備事業報告書(第1層) 資料5 生活支援体制整備事業報告書(第2層)まとめ 資料6 成年後見制度利用促進計画取り組み状況について 資料7 成年後見センターチラシ 資料8 上尾市入退院支援ルール	
<p>議事の内容・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。</p> <p style="text-align: center;">令和4年4月7日</p> <p style="text-align: right;">議長(委員長・会長)の署名 <u>古谷野 亘</u></p>		

議事の経過

発言者	議題・発言内容・決定事項
古谷野委員長	本日の議題は次第の(1)から(3)までです。初めに(1)「在宅医療・介護連携推進事業について」のうち、「在宅医療・介護連携推進事業 2021年度実績報告」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	—説明—
古谷野委員長	何かご意見がなければ次の議題に移ります。(1)「在宅医療・介護連携推進事業について」のうち、「心肺蘇生を望まない傷病者への対応について」について、消防本部警防課から説明をお願いします。
坂元副主幹	—説明—
古谷野委員長	ありがとうございます。重い課題ですが、それだけに事前に決めておく必要があるということかと思います。何かご意見ご質問ある方はいますか。
古谷野委員長	かかりつけ医がいない場合はどうなりますか。
坂元副主幹	かかりつけ医に確認が取れない場合は全て搬送となります。
古谷野委員長	心肺蘇生を施した上での救急搬送ということによろしいですか。
坂元副主幹	おっしゃる通りです。
古谷野委員長	他にご意見ご質問ありますか。
松本委員	ACPの確認となるが、何をもち確認となりますか。
坂元副主幹	確認する書類がなくても、ご家族やご近所の方から「本人がそういう話をしていた」という確認が取れれば、まずはかかりつけ医に確認をします。その上でかかりつけ医からの指示に基づいて、搬送する・しないを決めていただきます。
松本委員	かかりつけ医に連絡がつくのは、ほぼ訪問診療が入っている方だけになるのではないかと思います。私の利用者でも、かかりつけ医がなく、延命治療が必要無いという利用者がいるが、そういう方には対応できないということですか。
坂元副主幹	おっしゃる通り。かかりつけ医がいない、連絡がつかないという方には、救急隊は救命処置をして搬送することになっているので、ご協力はできないということになります。
古谷野委員長	救命処置をして搬送が大原則である中で、高齢者でACPの段取りも行い、かかりつけ医がいる場合のみ、例外的な措置をしてもらえるということによいですか。
坂元副主幹	おっしゃる通りです。

古谷野委員長	一方で、例外的な対象とならないけども、高齢者の家族の方が蘇生を望まないという声も多くなったことで、救急隊員が困るケースが増えてきたため、対応を整理するためにプロトコルを改正するという理解でよいですか。
坂元副主幹	おっしゃる通りです。
古谷野委員長	本人や家族がそういった希望を持っている場合は、かかりつけ医を持つということが必要ということですね。
坂元副主幹	その通りです。
古谷野委員長	地域包括支援センターとしてはどう思いますか。
鈴木委員	地域包括支援センターでも救急搬送を要請することは多くなっています。かかりつけ医がない場合で、わたしノート等を見ると蘇生を望まないという記載があった場合には、地域包括支援センターとしては救急要請をしなければならないというところもあるので判断が難しいなといったことはありました。かかりつけ医がいたほうが良いとは思うものの、全ての高齢者がかかりつけ医がいるわけではないので、全てに対応できるわけではないのだろうとは思っています。
古谷野委員長	訪問介護等で救急要請をすることは多いかと思いますが、添田委員、どうお考えですか。
添田委員	利用者さんのかかりつけ医は、通常、近所の医者かと思うので、救急要請が必要になった際に、なかなかかかりつけ医に連絡するといったことはないかなと思います。家族が遠方でかかりつけ医も近所の医者ですぐに来られないということだと誰に引き継ぐのでしょうか。
坂元副主幹	引き継ぎ先がいなければ搬送ということになります。
古谷野委員長	家族が遠方だとかかりつけ医側としても引き継がれても困るのではないでしょうか。
坂元副主幹	それも含めて、かかりつけ医から搬送するしないの指示をもらえればと考えています。
古谷野委員長	このプロトコルが完成した際には、ケアマネジャーや介護事業所に周知し、齟齬がないようお願いします。 他にご意見ご質問がなければ次の議題に移ります。 (2) 生活支援体制整備事業について事務局から説明をお願いします。
事務局	—説明—
社会福祉協議会 西方課長 補佐	—説明—
古谷野委員長	佐々木委員、社会福祉協議会として何か補足事項等ありますか。

佐々木委員	<p>上平地区においては、「たすけあい上平」として、令和3年12月から移送サービスを始めています。来年度も市の補助を受けながら、総合事業のサービスDとして実施していきたいと考えています。</p> <p>また、一番の課題は、担い手の確保です。いろいろ周知をしながら募集をかけているところですが、なかなか集まらないといったことがあります。</p>
古谷野委員長	<p>先進的な取り組みをしているということですが、様々なご苦労があるようですね。</p>
佐々木委員	<p>中々社会福祉協議会を理解してもらおうということは難しいという課題もあります。自治会長等にも説明会を行っているところですが、広まっていけません。</p>
古谷野委員長	<p>尾上委員、何かありますか。</p>
尾上委員	<p>移送サービスとはどのようなサービスですか。また、資料5で各地区の状況が書いてありますが、自治会にも調査をしたのですか。</p>
西方課長補佐	<p>自治会単位で地域福祉懇談会を行った場合は、その声を各地域の生活支援コーディネーターが集約したものです。</p>
佐々木委員	<p>移送サービスについては、NPOの移送サービスに関する相談団体や市と相談しながら、法に抵触しないよう実施しています。</p> <p>内容は、地域内の買い物についての移送を行っています。</p>
尾上委員	<p>移送サービスは有料ですか。</p>
佐々木委員	<p>有料です。</p>
尾上委員	<p>以前、私も地域で移送サービスを実施していた時に、地域を超えることは陸運局から注意を受けたことがあるので、そこは注意していただければと思います。</p>
佐々木委員	<p>上平地区は地域内で地区内の人だけの会員限定で行っています。市などにも相談をしながら行っているの、陸運局の点もクリアしているものと認識しています。</p> <p>もう一点、お話をいただくと、地域ではまだ社会福祉協議会と地域包括支援センターの存在は知っているものの、何の組織かはわからないという声が多いので、もっと周知が必要だなと思っています。</p>
古谷野委員長	<p>伊藤委員、何かありますか。</p>
伊藤委員	<p>地域の助け合いの話ですが、町内会単位での助け合いを始めて行こうというときに、自治会長や民生委員が協力していただけるが、運営をしていくためにはお金がかかる。町内会から運営費を捻出するしかないといったときに、参加者が町内会の会員かどうかという課題があり、町内会に入っていないひとが利用者になるのはおかしいという話がある。</p> <p>社会福祉基金として市からあったか見守りサービスに使うための10万円が支給されている。これをもっと多くしてもらえて、助け合いに使えるれば理解が</p>

	えられるのではないかなと思います。
西方課長補佐	社会福祉基金は、見守りに使われているというものです。これは地域の活動に対して一般公募で募集しているものですが、立ち上げに対して支給されるものと認識しているので、経年の運営には使用できないのではないかなと思います。後日確認して、お答えしたいと思います。
古谷野委員長	様々な趣旨もあるし、継続的にできるもの・できないものがあると思いますが、第1層と第2層で課題として挙げてきたものではあるので、解決を目指しての活動ができるような財政的な裏付けを検討していただければと思います。 それでは、他にご意見ご質問がなければ次の議題に移ります。 (3) 上尾市成年後見センターについて、一昨日開所したところかと思えますので、事務局及びセンター所長から説明をお願いします。
事務局	—説明—
北村上尾市成年後見センター所長	令和4年3月28日に開所しました。これから関係機関と連携をとりながら、市民のより良い生活につなげられればと思っています。資料のチラシにもありますとおり、1機関でやるというわけではなく、他の機関と協力しながら実施していきたいと考えております。
古谷野委員長	成年後見センターはできたばかりということで、中の仕組みづくりや外との連携ということを作っていかなければならないと思います。生活支援体制整備事業と似ていますが、ネットワークを作っていかないとセンターだけではうまく稼働するものではないと思います。本協議会を始め様々な所で普及啓発をしていってもらえればと思います。 社会福祉協議会の中にあるということなので、委員の皆様も成年後見が必要かと思われる人がいれば是非相談をいただければと思います。 それでは、これで全ての議事が終了しましたので、ここで事務局にお返しします。
事務局	(4) その他について説明します。 当初議題に挙げる予定でした、「スポーツ健康都市宣言記念健康スポーツ体験会(仮称)について」は、まだ詳細が決まっていないことから取り下げさせていただきました。ただし、日程につきましては、令和4年8月27日(土)にスポーツ都市宣言記念健康スポーツ体験会を行う予定として、そこで高齢介護課でも介護予防のためのブース出展を行う予定となっておりますので、今回は報告のみとさせていただきます。 また、来年度の会議は7月ころを予定しております。どうぞよろしくお願いたします。 このことについてご意見ご質問がなければ、最後に閉会の挨拶を西村副委員長をお願いします。
西村副委員長	—閉会挨拶—
事務局	以上をもちまして、令和3年度第3回上尾市地域包括ケアシステム推進協議会を終了させていただきます。